

ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業

ねりまくしゃかいふくしきょうぎかい けんりようご
練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター

ほっとサポートねりま

じゅうしょ ねりまくとよたまきた しんねりま かい
住所：〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

TEL：03-5912-4022

FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

うけつけ時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

やすひ どのようび にちようび しゅくじつ ねんまつねんし
お休みの日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始



しゃかいふくしきょうぎかい ほうりつ ぜんこく とどうふけん くしちょうそん
社会福祉協議会は法律にもとづいて、全国・都道府県・区市町村にそれぞれ
1か所ずつある民間の福祉団体です。

ねりまくしゃかいふくしきょうぎかい じぶん く かた い かた
練馬区社会福祉協議会はひとりひとりが自分らしい暮らし方、生き方をした
いという思いを大切にして、住民のみなさんと一緒に良い地域づくりをめざ
していきます。



- このパンフレットは古紙を配合した再生紙及び植物性大豆インキを使用しています。
- このパンフレットの用紙はリサイクル可能です。

© 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター

じぶん
自分らしい
せいかつ てつだ
生活のお手伝い
をします!

- お金をおろすお手伝いをしてほしいな
- 一緒に手紙をみてもらいたいな
- ヘルパーさんに来てほしいな

しゃかいふくしほうじん ねりまくしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
けんりようご
権利擁護センター ほっとサポートねりま

ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業では、あなたと一緒に いっしょ あんしん せいかつ てつだ 安心な生活をおくるお手伝いをします!

きほんサービス

ふくし りようえんじよ
●福祉サービス利用援助

- ・お困りごとの解決方法を一緒に考えていきます。
- ・手伝ってほしい内容を伺い、一緒に手続きを行います。



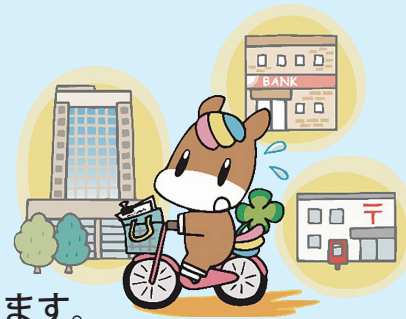
りようりよう
利用料について

	<small>えんじよないよう</small> 援助内容	<small>りよう きん</small> 料 金
①	<small>ふくし</small> <small>りようえんじよ</small> 福祉サービス利用援助	<small>かい じかん</small> 1回1時間まで 1,000円 ※1時間を超えた場合は30分まで <small>じかん こ</small> <small>ばあい</small> <small>ぶん</small> ごとに500円ずつ追加
②	<small>にちじようてき</small> 日常的きんせん かんりサービス	<small>つうちよう いん</small> 通帳、印かん: <small>じぶん も</small> 自分で持って いる場合 <small>かい じかん</small> 1回1時間まで 1,500円 ※1時間を超えた場合は30分まで <small>じかん こ</small> <small>ばあい</small> <small>ぶん</small> ごとに500円ずつ追加
	<small>つうちよう いん</small> 通帳、印かん: <small>しゃきよう</small> 社協にあずけ ている場合	<small>かい じかん</small> 1回1時間まで 1,500円 ※1時間を超えた場合は30分まで <small>じかん こ</small> <small>ばあい</small> <small>ぶん</small> ごとに500円ずつ追加
③	<small>しよるい</small> 書類あずかりサービス	<small>げつ</small> 1 か月 500円

ひつよう
必要などきにつかえるサービス

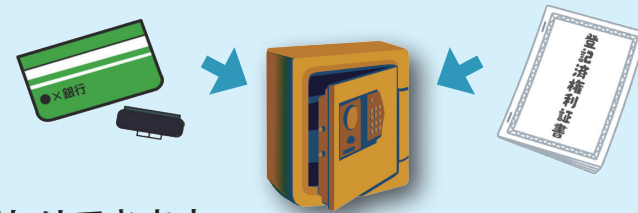
にちじようてき
●日常的きんせんかんりサービス

- ・お金のやりくりを一緒に考えていきます。
- ・生活に必要なお金を銀行からおろすお手伝いをします。
- ・いつも使っている通帳や印かんをおあずかりできます。



しよるい
●書類あずかりサービス

- ・定期よきん通帳
- ・重要な契約書
- ・キャッシュカード などをおあずかりできます。
- ※おあずかりできないもの：現金・よく使う証明書・宝石など



りよう
利用の流れ

そうだんうけつけ
①相談受付

まずは、お電話
か社協へお越し
いただき
ご相談く
ださい。



ほうもん
②訪問

専門員が訪問し、お手伝いの説明
や生活の様子などをお伺
いしながら、お手伝いの内容
を一緒に考えていきます。



けいやく
③契約

お手伝いの内容
を確認し、契約書
をとりかわします。

ゆうりよう
ここからは有料です。

かいし
④サービス開始

ご本人と一緒に決めた「支援計画」にそつ
て生活支援員が定期的にお
手伝いをします。
お手伝いのことやお困りごと
は専門員へご連絡ください。

